

申 入 書

2021（令和3）年2月18日

〒320-0851

宇都宮市鶴田町356-1 RKD第一ビル107
株式会社ナリススタイル 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘

TEL／FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社では、2019年8月から同年12月にかけて（当法人が確認出来ている投函日は同年8月30日、9月23日、10月11日、10月18日、10月20日、11月21日、12月4日、12月9日）郵便受け等に投函する方法で同一内容の屋根塗装工事のチラシ（以下「本件チラシ」といいます。）を配布しております。

当法人が検討させていただいた結果、本件チラシには、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）の不当表示に該当するおそれがある表示がありました。

つきましては、次に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2021（令和3）年3月22日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

第1 不当表示に該当するおそれについて

本件チラシには、以下のような記載があります。

本日から1か月限りの期間、屋根塗装を下記金額で行えます。

通常価格 360,000円→250,000円（税抜）

期間限定価格 (屋根面積93m²迄)

※基本的に足場はかけずに施工しますが、足場が必要な場合は通常15万円のところ、今回は特別に10万円で足場をかけさせて頂きます。

1 申し入れの趣旨

上記記載は、景表法第5条第2号が禁止する不当表示に該当するおそれがありますので、本件チラシの配布等を取りやめることを求めます。

2 申し入れの理由

(1) 景品表示法第5条第2号は、役務の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する恐れがあると認められる表示をしてはならないとして、不当な価格表示

を禁止する旨を規定しています。

- (2) 消費者庁の不当な価格表示についてのガイドライン「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(平成28年4月1日消費者庁改訂)では、過去の販売価格等を比較対象価格とする二重価格表示について、以下のような考え方方が示されています。

過去の販売価格を比較対象価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対象価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

また、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事案毎に検討されることとなるが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点からさかのぼる8週間について検討されるものとする...）において、当該価格で販売されていた期間が当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とみてよいものと考えられる。

- (3) まず、本件チラシの「通常価格360,000円→250,000円」「通常15万円のところ、今回は特別に10万円」とのセール表示は、過去の販売価格を比較対象価格とする二重価格表示に該当します。

上述のとおり、消費者庁のガイドラインによると「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、一般的にはセール開始時点

からさかのぼる 8 週間における販売の過半を占める販売価格とされています。すると、貴社が、通常価格とする屋根の塗装料金 360,000 円や足場価格 15 万円が、セール開始時点からさかのぼる 8 週間における販売の過半を占めている必要があります。

ところが、本件チラシは、当法人が認識しているだけでも 2019（令和元）年 8 月 30 日から同年 12 月 9 日にかけて 8 回配布されていることからすると、この間、貴社はセール価格での販売を継続していたこととなり、通常価格が販売の過半を占めてはいないこととなります。

なお、当法人の通常価格に対する質問に対する貴社の回答によっても、貴社が本件チラシで記載している通常価格が、相当期間にわたって販売されていた価格か否かは判然としませんでした。

(4) 以上のことからすると、少なくとも、2019（令和元）年 8 月 30 日から 8 週間である同年 10 月 25 日よりも後である同年 11 月 21 日、12 月 4 日、12 月 9 日配布分の本件チラシは、通常価格として表示している価格が、チラシ配布日からさかのぼる 8 週間における貴社での販売の過半を占めていない価格を通常価格として表示することになります。

したがって、少なくとも、貴社が 2019（令和元）年 11 月 21 日、12 月 4 日、12 月 9 日に配布した本件チラシは、景表法第 5 条第 2 号が禁止する不当表示に該当するおそれがありますので、本件チラシの配布等を取りやめることを求めます。

この点、2020（令和 2）年 12 月 6 日、添付のチラシが郵便受に投函されていたことが確認されています。当該チラシでは、本件チラシのように「期間限定価格」との記載ではありませんが、「大好評につきキャンペーン延長」、「感謝価格」との記載からすると、本件チラシの期間限定価格

を延長していると思われますので、同様の理由により添付のチラシの配布等も取りやめることを求めます。

以上